

工事計画届出書に関する法令違反について
(注意喚起)

令和5年9月11日
中部近畿産業保安監督部近畿支部

中部近畿産業保安監督部近畿支部は、自家用電気工作物の設置者が、電気事業法に基づく工事計画届出書を届け出ずに工事を開始し、工事完了後に着工・使用開始予定日を意図的に変更した工事計画届出書を届け出たことを確認しました。このような事案は重大な法令違反となりますので、法令遵守の徹底をお願いします。

中部近畿産業保安監督部近畿支部は、以下の事案を確認しました。

(事案)

自家用電気工作物の設置者が、非常用予備発電装置(ばい煙発生施設)の設置に関して、電気事業法第48条第2項の規定に反し、工事計画届出書を届け出ずに工事を開始した。また、工事完了後において、着工・使用開始予定年月を意図的に変更して工事計画届出書を作成し、同届出書を届け出た。

電気事業法では、電気事業法施行規則別表第四に該当する工事を行おうとする場合にあっては、事前に工事計画を国に届け出る必要があり、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ工事を開始することができません。今回の事案は電気事業法で定める設置者としての義務を履行していなかったもので、重大な法令違反となります。

自家用電気工作物設置者の皆様におかれましては、電気工作物の工事、維持及び運用を法令の規定に基づき、自らの責任において確実に実施するようお願いします。

【本件に関する問合せ先】

中部近畿産業保安監督部近畿支部 電力安全課 環境保全係

〈住所〉 〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

〈TEL〉 06-6966-6048(直通)